

組合員証再発行

■組合員証再発行とは

- ・岡山医療生活協同組合の組合員証（通帳）を紛失した時に、新しい組合員証（通帳）を再発行する手続きを、「組合員証再発行手続き」と言います。

■手続きに必要な物

●：手続きに必ず必要な物

	本人申請時	代理人申請
組合員証再発行申請書	●	●
身分証明書（本人分）※1	●	●
身分証明書（代理人分）※1	—	●
委任状※2	—	●

※1：身分証明書

- ・運転免許証（運転経歴証明書）・住民基本台帳・旅券（パスポート）・障害者手帳・マイナンバーカードなど、氏名・生年月日・住所の確認できる物のコピーを指します。運転免許書は、住所変更等で裏面記載がある場合は、裏面のコピーも必要です。

- ・経理課窓口で手続きをする場合は、経理課にてコピーが可能です。

※2：委任状

- ・代理人申請の時には、必ず必要です。記入例はP23を参照ください。

■手続き方法

- ①「組合員証再発行申請書」に記入してください。
- ②上記の手続きに必要な物を添えて、経理課まで提出してください。

■手続き時の注意点

- ①申請書記入方法
 - ・右図 A：本人申請時は、組合員欄だけでなく申請者欄にも、必ず自署で記入してください。代理人申請時は、申請者欄に、代理人氏名・組合員との続柄・住所・電話番号を記入してください。
- ②受付者実施事項
 - ・右図 B：必ず、組合員証再発行申請書の法人処理欄に記入をしてください。処理年月日欄は経理課にて記入をしますので、未記入で結構です。受付欄・交付方法欄にて事業所を選択した場合には、事業所名を記入してください。
 - ・右図 C：受付者欄に受理をした職員名を記入してください。

■その他

- ①再発行した組合員証（通帳）は、「組合員証再発行申請書」の法人処理欄記載の交付方法に基づいて返却をします。郵送の場合、特定記録郵便により郵便箱投函にてお届けします。
- ②万が一、組合員証再発行後に紛失した旧組合員証（通帳）が出てきても、一度再発行手続きをすると、旧組合員証（通帳）は無効となります。